

農業用施設用地並びに畜舎及びガラス温室に係る固定資産税（都市計画税含む）の軽減措置の創設を求める意見書

農家は農地の他に、農機具庫、作業場、直売所等の農業用施設用地や、防風対策、堆肥確保のため都市山林を所有している。

また、東京都特産のコマツナや花卉などのガラス温室や、家畜用の畜舎を建設し生産を行っている。

こうした農業用施設用地には、軽減措置がないため高額な固定資産税が課せられ、ガラス温室や畜舎には家屋としての固定資産税が課せられている。

本要望は、これらの重要性を鑑み、農業生産に必要な農業施設用地並びに、ガラス温室及び畜舎に係る固定資産税（都市計画税含む）の軽減措置の創設を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。